

板橋区立赤塚第一中学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、赤塚第一中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

大地震（震度5弱以上）発生時の対応

①生徒在校時に大地震が発生した場合の対応

発 生	➔	<ul style="list-style-type: none">① 生徒の避難・安全確保(授業者、指導者がまず対応)② 初期消火・延焼防止・安全措置 …人的被害防止を最優先し、できるだけ多くの教員で対応する③ 人的被害が発生した場合は救護措置
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">負傷者発生時は職員室または本部へ連絡</div> <p>⇒下記の方法で直ちに連絡する</p> <ul style="list-style-type: none">* 内線電話・トランシーバー (携帯電話は不通の可能性大)* 防犯ブザー(オレンジのボタン)* 近くにいる教員* 生徒(危険がない場合のみ) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><ul style="list-style-type: none">◎場所(正確に)◎状況(的確に)◎負傷者の有無</div>

対応態勢・対応措置

本部(全体指揮)

【校長、副校長、(職員室)】

- ※ 管理職不在の時は、生活指導主幹を中心に主幹教諭が対応
- * 被害状況(崩落、損壊)および出火の有無、場所の確認⇒消防への通報
- * 人員配置、活動指示、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

教育委員会への報告

【校長、副校長】

- * 最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応(まず、電話で一報)
- その後、メール・FAX・電話等を使い状況報告、連携をとり対処

情報・連絡

【副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任】

- * 避難放送
- * 情報の収集・整理・伝達⇒指揮の補佐
- * 人員確認⇒出席簿・地域班カードを持ち出す。

(出火の際)初期消火

- * 現場へ急行(トランシーバー・消火器携帯)
- * 初期消火…消火器・消火栓⇒消防隊到着後はその指示に従う。
(消火栓位置は後頁の防災地図参照)

生徒保護(避難・誘導・人員確認)

- * 現場、教室、階段、避難場所等へ急行(拡声器、出席簿、連絡網等携帯)
- * 生徒保護、誘導、整列、点呼、管理(校舎への戻りや無断下校等に注意)
- * 人員確認⇒直ちに本部へ報告(担任→学年主任→副校長)

救護[養護教諭 + 生活指導部女性教員]

- 二次被害防止に留意⇒消防隊到着後はその指示に従う。
- * 現場へ急行(トランシーバー・救急キット・担架等携帯)

- * 負傷者の救護・搬送
- * 逃げ遅れた者(人員確認前)、行方不明者(人員確認後)の搜索・救助

保護者連絡(必要に応じて)

- * 関係保護者・教員への連絡調整、受入場所の設定、案内、誘導、対応等
- * 震度5弱以上の場合、保護者への引取依頼の連絡
- * ホームページ、学校緊急メール、電話連絡等で連絡

誘導(必要に応じて)

- * 消防車・救急車等誘導、事故防止…正門で待機

三次避難場所

- * 高島平二三丁目付近(赤塚公園)

地震発生時の緊急放送

非常ベル

「地震が発生しました。すぐに机の下にもぐりなさい。
机の脚をしっかりと握りなさい。机がない所では、窓
から離れ、カバンや手で頭を隠しなさい。」

⇒ 揺れが収まったら避難開始の放送をする。

(出火の際)「()より火災が発生しました。
()階段は使えません。
先生の指示に従って校庭に避難しなさい。」

を、2回繰り返す

階段の

東階段

中央階段

呼び方

北階段

西階段

避難の手順

- 1、被害状況・出火場所を確認
- 2、避難経路を確認
- 3、廊下に整列
- 4、人員確認(出席簿)
- 5、避難開始
- 6、避難場所で整列(朝礼隊形)
- 7、人員点呼⇒報告

避難経路

- 1、被害状況(損壊、崩落等)・出火場所を確認し、適切な経路を選択する。
 - * 出火場所の階が異なる場合は十分確認する。
 - * 危険箇所・出火場所から遠ざかる方向に避難する。
 - * 危険箇所・出火場所に近接した階段の使用は避ける。
 - * 階段では上の階からの避難者を優先する。
- 2、適切な経路をすばやく選択できるように、日頃から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

- ① 指示は「早く」「分かりやすく」「はっきりと」言って混乱を防止する。
 - ② 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
 - ③ 特に階段では、整然と順序良く避難できるよう確実に指示誘導を行う。
 - ④ 避難の際の優先順位は3階→2階→1階を原則とする。
 - ⑤ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
 - ⑥ 煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
 - ⑦ 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
 - ⑧ 集合場所に到着したら素早く整列させ座らせる。
 - ⑨ 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
 - ⑩ 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
- * 保護者が迎えに来た場合は、原則として下校の指示があるまで待たせる。
 - * 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

校庭への避難後の動き

1、状況確認

校舎内外の状況確認

- ① 校舎損壊の程度・崩落の可能性
- ② 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ③ 電気・ガス・水道・下水・トイレの状況
- ④ 災害備蓄用品の状況・避難生活の可否
(防災倉庫は武道場裏)

近隣の状況確認…自転車等の活用

- ① 家屋等の損壊の程度・崩落の可能性
- ② 道路(避難路)の状況、今後の見通し
- ③ 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ④ 周辺の公園や小学校などの避難場所の状況把握

2、本部で検討

① 学校が安全と判断された場合

⇒ 学校で待機／校内の安全点検・整備(生活空間の確保)
⇒ 周囲の安全が確認された場合でも、保護者等が引き取りに来るまでは、生徒は学校で待機させる。

* 保護者が生徒を引き取りに来た場合
→ 確認・記録のうえ引き渡す。(状況によっては保護者も学校で待機)

* 学校が避難場所に指定された場合…別項参照

→勤務継続可能な教職員は開設・管理運営に協力する。

② 学校においては危険と判断された場合

⇒ 二次避難／前ページ「避難時の注意」に準じて広域避難場所へ移動する
広域避難場所…高島平二丁目・三丁目地区に避難する。

⇒ 避難終了後も、生徒は保護者に引き渡すまでは学校が掌握し管理する。

* 保護者が生徒を引き取りに来た場合

→確認・記録のうえ引き渡す。(状況によっては保護者も一緒に避難)

* 避難の際は、避難先および連絡先(携帯電話等)を正門・西門前に掲示しておく。

* 学校は広域避難所の開設・管理運営に協力する。

②生徒不在時(休日・夜間)に大地震が発生した場合の対応

校長・副校長

…情報収集・状況判断・翌日以降の対応検討
職員へ緊急連絡(安否確認・勤務についての指示)

職員

…家族・自宅の安全を確保した後、学校へ参集し応急
対策等に従事する。

* 生徒の安否確認(各家庭への電話連絡または家庭訪問)

* 校内の被害状況・安全を確認

* 交通途絶等で学校に参集できない場合は、近所の学校等へ参集し応急対策等に従事する。

* 出勤できた教職員は、分担して当面の仕事を行う。

生徒

…自宅待機(落ち着いて行動し安全を確保する)

* 自宅においては危険な場合や避難勧告・避難命令が出された場合は避難所へ避難。

* 学校においても、被災時にとるべき行動について日頃から計画的に指導を行う。特に、家族間の連絡方法や避難場所等については家族で十分に話し合っておくように指導する。

③放課後・登下校時に大地震が発生した場合の対応

校長・副校長

…情報収集・状況判断・翌日以降の対応検討
職員へ緊急連絡(安否確認・勤務についての指示)

職員

…学校にいる教職員で分担し、在校している生徒の安全確保・避難誘導を行う。

* 出勤できた教職員は、分担して当面の仕事を行う。

* 在校生との点呼(以後、「①生徒在校時の対応」に準ずる)

- * 生徒の安否確認（各家庭への電話連絡または家庭訪問）
- * 校内の被害状況・安全を確認

生徒 …自宅待機(落ち着いて行動し安全を確保する)

- * 登下校の途中の時は、学校か家か近い方に避難する。
- * 自宅にいては危険な場合や避難勧告・避難命令が出された場合は避難所へ避難。
- * 学校においても、被災時にとるべき行動について日頃から計画的に指導を行う。特に、家族間の連絡方法や避難場所等については家族で十分に話し合っておくように指導する。

④校外学習で大地震が発生した場合の対応

引率校長・教員 …情報収集・状況判断・対応検討

- * 現地本部立ち上げ
- * 学校本部・教育委員会へ緊急連絡(安否確認)
- * 生徒の安全確保
- * 負傷者対応
- * 学校本部と随時連絡し対応検討
- * 帰校の交通手段確保
- * 飲料水、食物確保
- * 冬季：防寒用品確保
- * 保護者への連絡は、学校本部が対応

副校長・職員

- * 学校で本部立ち上げ
「大地震（震度5弱以上）発生時の対応」①に準じて組織を作り、対応

学校が避難場所に指定された場合の対応

学校が避難所に指定された場合は、勤務継続可能な職員で分担し、避難所開設のための活動を行う。

本部

- ① 状況把握、全体指揮 ② 各関係機関との連絡・調整 ③教育再開のための準備

情報・連絡

- ① 生徒・職員の安否確認 ② 情報収集・伝達 ③ 広報資料等の作成・配布

点検・整備

- ① 電気・ガス・水道・トイレの点検・整備・補修
② 窓ガラスの点検・整備
③ 教室等の点検・整備・補修→避難生活が可能に

④ 災害備蓄品の点検・配布計画作成・配布準備
(防災倉庫は武道場裏)

⑤ 井戸(部活倉庫横)の点検・整備・補修→飲水が可能な状態に

避難者対応

① 使用区分の表示

『開放する部分』…普通教室、和室(乳幼児・高齢者)、図書室、体育館

『開放しない部分』…特別教室、職員室等

『立入禁止部分』…防災倉庫、井戸

② 開放する部分の割振り…3階および体育館は健康者、2階は幼児・高齢者、傷病者

③ 負傷者の応急手当

④ 水・食料・毛布等の備蓄品および配給物資の確保・管理・配給

⑤ トイレ・ゴミ集積所等の設営・管理、衛生管理

⑥ 避難者の掌握・名簿作成

3.地震警戒宣言発令時の対応

(大規模な東海地震の発生が予想される際、警戒宣言が発令)

1、生徒在校中の対応

学校災害対策本部設置 ⇒ 警戒宣言発令と同時に活動開始

対応態勢・対応措置

指揮本部

【校長、副校長、主幹教諭、(職員室)】

- * 人員配置指示、活動指示、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

情報・連絡

【副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任】

- * 情報の収集、近隣の状況確認⇒**緊急放送**(授業打ち切り→学活→集団下校)
- * 情報の収集・整理・伝達⇒指揮の補佐

防火設備の点検

- * 校内の火災予防措置…電気、ガス、可燃物、危険物等の安全措置
- * 消火器・消火栓・防火扉の位置・操作法確認、消火栓水圧確認⇒ポンプ室

生徒保護(避難・誘導・人員確認)

(ポンプ室は一年階段下、消火栓位置は
後頁の防災地図参照)

- * 地区班カードを持ち出す。
- * 生徒誘導、整列、点呼、管理(拡声器、出席簿、連絡網等携行)
- * 人員確認⇒直ちに本部へ報告(担任→学年主任→副校長)
- * 集団下校指導(校舎への戻りや無断下校等に注意)

救護

保護者対応

- * 救急用品等の点検・整備

非常持ち出し

- * 家庭への連絡(緊急連絡網等)
- * 保護者からの問い合わせ対応、来校した保護者の案内・整理、生徒引き渡し

- * 非常持ち出し物品の確認および梱包、持ち出しの準備・手配

生徒の動き

- ①警戒宣言発令時に緊急放送
- ②下校準備
- ③学活
- ④校庭(体育館)に集合整列
- ⑤点呼
- ⑥集団下校地域班に集合整列
- ⑦点呼:不在者は担任等に確認
- ⑧集団下校

- * 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
- * 特別な事情がある場合には本部で確認し、確実に記録した後引き渡し担任や班担当者にも確実に伝える。
- * 保護者が不在の生徒については、原則として保護者と連絡が取れるまで学校に残留させる。
- * 残留生徒名簿を作成し、確実に掌握する。

登校途中の場合⇒一度登校して指示に従う。
下校途中の場合⇒まっすぐに帰宅する。

●防災班(令和7年度)

班	地区名	人数	担当教員	会議場所	班長	出発	解散場所
1	徳丸1(7年)			7-4		正門	イオン前
2	徳丸1(8年)			8-2			
3	徳丸1(9年)			9-4			
4	徳丸2(7年)			7-5		正門	ウェルパーク前
5	徳丸2(8年)			8-3			
6	徳丸2(9年)			9-2			
7	徳丸3(1年)			7-1		正門	マナーズフォート
8	徳丸3(2年)			8-4			
9	徳丸3(3年)			9-5			
10	徳丸4(7年)			アリーナ前		正門	正門前
11	徳丸4(8年)			武道場			
12	徳丸4(9年)			アリーナ後ろ			
13	徳丸5(全)			8-1		西門	大宮バイパス側道 (学校裏角)
14	徳丸6(7年)			多目的室2D		正門	おいせ坂途中 の公園
15	徳丸6(8年)						
16	徳丸6(9年)						
17	徳丸7・8(全)			7-2		正門	ミニストップ
18	赤塚(7年)			M室		西門	赤徳公園
19	赤塚(8年)						
20	赤塚(9年)						
21	西台(全)			多目的室2C		正門	イオン前東武練馬駅側
22	四葉(全)			多目的室3A		西門	大宮バイパス
23	赤塚新町(全)			9-1		西門	徳親公園側踏切 (ライフ手前直進)
24	その他(全)			7組		正門	東武練馬駅
25	7組(全)			7組		正門	正門

2. 生徒不在時に警戒宣言が発令された場合の対応

校長・副校長

…情報収集・状況判断
⇒職員へ緊急連絡(勤務についての指示)

職員

…学校へ参集し、対応措置を行う。

- * 各学級担任は担任する生徒の家庭に連絡(自宅待機/避難勧告)をする。
- * 出勤できた教職員は、分担して当面の仕事を行う。
- * 「1.生徒在校時の対応」に準ずる。

生徒

…自宅待機(落ち着いて行動し安全を確保する)

- * 自宅には危険な場合や避難勧告・避難命令が出された場合は避難所へ避難する。
- * 「家族間の連絡方法等について家族で十分に話し合っておくこと」「保護者等の支援を受けられない場合は、防災放送や報道機関の情報や指示に従って落ち着いて行動すること」の2点を、学校でも目頃から指導しておく。

警戒宣言解除後の授業再開について

解除時刻	授業再開時刻	備考
18時～6時	9時より授業開始 (8時55分登校)	1校時は学活(状況確認・防災指導) 2校時以降平常授業
6時～10時	13時より授業開始 (12時55分登校)	13時20分まで学活(状況確認・防災指導) 13時30分に5校時開始
10時～18時	翌日より平常授業 (通常通りに登校)	朝は学活(状況確認・防災指導)

4.緊急地震速報に対する取り扱い

緊急地震速報時の対応

緊急地震速報の確認

…職員室内で即時情報の共有、対応。



速やかに

緊急放送

「緊急地震速報です。すぐに机の下にもぐりなさい。
机がない所では、窓から離れ頭を隠しなさい。」

を、2回繰り返す

⇒（地震発生の際）揺れが収まったら避難開始の放送をする。



以後の対応

- 大地震が発生した場合
前項「大地震発生時の対応」に即し、避難行動を取る。
- 軽度の地震が発生した場合
状況を確認した後、後続の地震が起こらないと予想される場合、
校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任の判断の下、警戒を解き、
通常授業へと復帰。
- 地震を感知しない場合
状況を確認した後、地震が発生しないと予想される場合、
校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任の判断の下、警戒を解き、
通常授業へと復帰。